

# 教員免許更新制について

大阪府教育委員会事務局 教職員企画課 免許グループ

平成 27(2015)年 2 月

〒540-0008

大阪府中央区大手前 3-2-12

大阪府庁別館 5 階【最寄駅 地下鉄 谷町四丁目】

☎06-6944-6180

## 目 次

〔1〕 教員免許更新制について	・ ・ ・ ・ ・ P 1
1 更新制の概要	・ ・ ・ ・ ・ P 1
2 新免許状と旧免許状	・ ・ ・ ・ ・ P 1
3 更新手続きの基本的な流れ	・ ・ ・ ・ ・ P 2
4 更新制による失効	・ ・ ・ ・ ・ P 4
5 免許状更新講習	・ ・ ・ ・ ・ P 5
6 免許状更新講習の免除	・ ・ ・ ・ ・ P 6
7 修了確認期限の延期	・ ・ ・ ・ ・ P 7
8 旧免許状所持者と新免許状所持者の手続きの 手続きの違いによるミス	・ ・ ・ ・ ・ P 8
【資料1】 旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り	・ ・ ・ ・ ・ 資－1
【資料2】 免許状更新講習受講申込書（例）	・ ・ ・ ・ ・ 資－2
【資料3】 免許状更新講習修了（履修）証明書	・ ・ ・ ・ ・ 資－3
【資料4】 更新講習修了確認申請書	・ ・ ・ ・ ・ 資－4
【資料5】 更新講習修了確認証明書	・ ・ ・ ・ ・ 資－5
【資料6】 免許状更新講習免除申請書	・ ・ ・ ・ ・ 資－6
【資料7】 修了確認期限延期申請書	・ ・ ・ ・ ・ 資－7
【資料8】 新免許状と旧免許状	・ ・ ・ ・ ・ 資－8

### 【根拠法令】

事例あり

私立学校・園で事例があったもの

## 〔1〕教員免許更新制について

### 1 更新制の概要

○平成21年4月1日から更新制が導入され、それまで終身有効であった教員免許状に一定の更新期限が設定。

○目的は、その時々で教員として必要な最新の知識技能を身につけること。

○原則として10年ごとに30時間以上の「免許状更新講習」を受講し、勤務校(園)のある都道府県教育委員会に「更新講習修了確認の申請」を行うことで免許状が更新される。

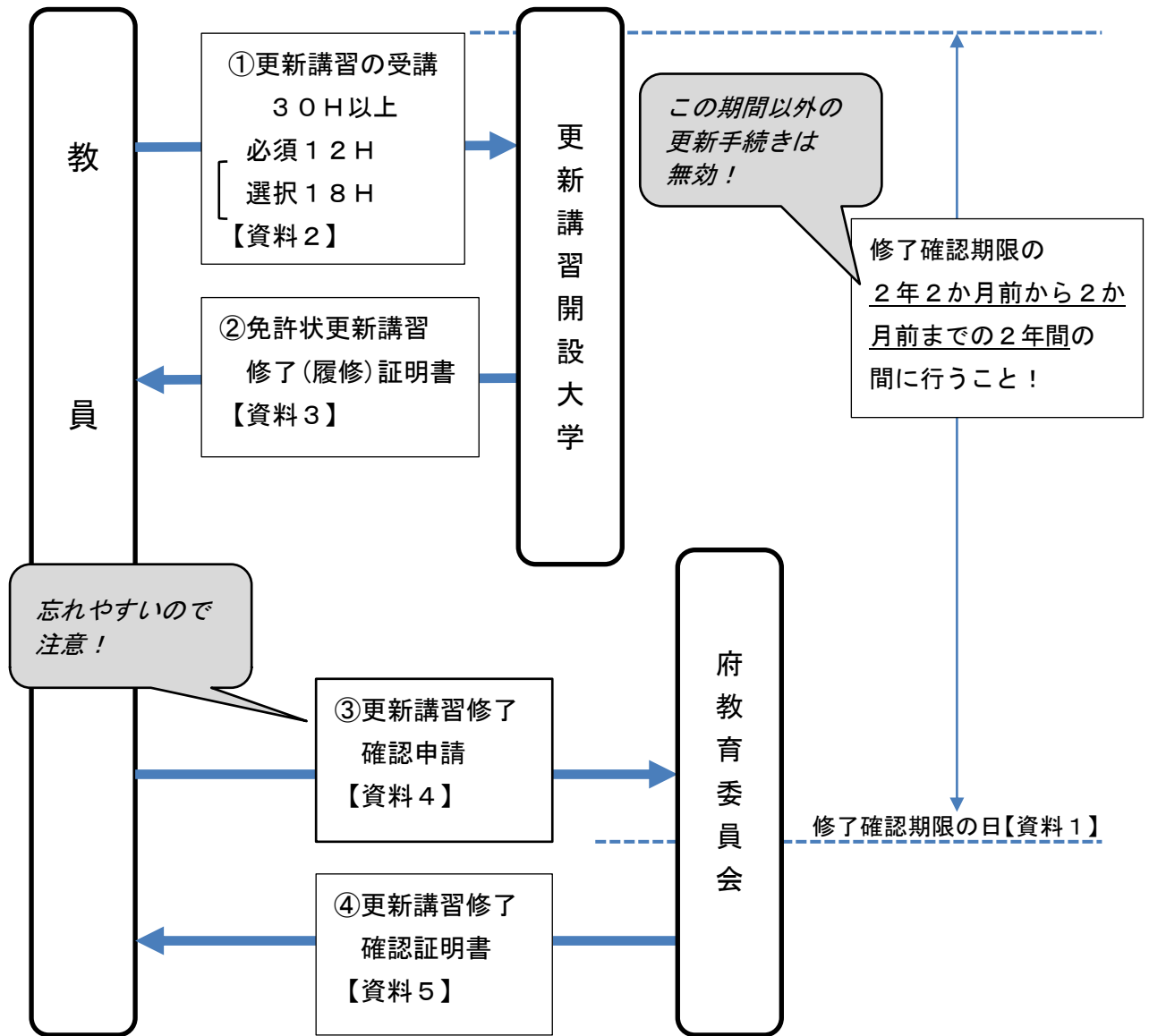
○更新手続きを完了できなかった場合は、所持するすべての免許状が失効する。

### 2 新免許状と旧免許状 【資料8参照】

	新免許状	旧免許状
①この免許状を持っているのは誰か	平成21年4月1日以降に初めて免許状を授与された者	平成21年3月31日以前に何らかの免許状を授与された者  (例)平成18年3月に小学校免許を取得した者が、平成24年3月に中学校免許を取得した場合、その免許状は旧免許状。
②免許状の有効期間は何年か	10年間 免許状に記載あり	有効期間なし ただし、「修了確認期限」が設定され事実上10年間 免許状に記載はないが、「更新講習修了確認証明書」に次回の修了確認期限の記載あり
③最初の有効期間(修了確認期限)の年月日はいつか	所要資格(学位+単位)を得てから10年後の年度末	満35歳、45歳、55歳に達する年度末 【資料1】  * 栄養教諭免許状所持者は別の定めあり
④更新手続きを怠った場合はどうなるのか	所持するすべての免許状が失効	修了確認期限時点で 〔現職教員の場合〕 所持する免許状のすべてが失効 〔現職教員以外の場合〕 失効しないが、そのままでは教職に就くことができない(いわゆる免停状態) ☞P4
新しい免許状を取得したことを事由にした修了確認期限(有効期間)の延期	<u>自動的に延長になる</u>  ※その他の事由(産休、病休等による延長等)は「延長の申請」が必要	<u>自動的に延期にならない</u> 都道府県教育委員会に「延期の申請」を期限内に行う必要がある。☞P7 ※「延期の申請」時期は、更新時期と同じ ⇒修了確認期限の「2年2か月前から2か月前」までの2年間

以下、旧免許状所持者に関する説明

3 更新手続きの基本的な流れ（旧免許状所持者の場合）



【重要】更新手続きの時期（第6グループの例）

H26. 2. 1

2年間

H28. 1. 31

審査期間2か月

H28. 3. 31

修了確認期限

講習受講+確認申請

この2年間の間に更新手続きをする。  
修了確認期限までではない！

遅くとも早くてもだめ！



#### 4 更新制による失効

■ 修了確認期限の2年2か月前から2か月前の2年間において

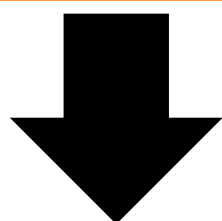
- ① 更新講習を受講しなかった、又は30時間以上履修しなかった
- ② 更新講習は修了したが、更新講習修了確認申請の手続きをしなかった
- ③ 講習の免除対象者であったが、免除の申請手続きをしなかった
- ④ 修了確認期限の延期事由があったが、延期の申請手続きをしなかった

事例あり



現職教員で  
修了確認期限を経過

現職教員以外で修了確認期限を経過



- ・ 法人職員
- ・ 修了確認期限日に依願退職した教員
- ・ 預かり保育、クラス担任の補助、送迎バスの介助などの担当職員

免許状は失効しない  
※ただし、そのままでは教職には就けない

あらためて更新手続き（期間経過後の更新講習修了確認申請＝回復申請）をすれば教職に就くことができる



**免許状の失効**

※ 公立学校の教員の場合は、免許状が失効すれば地方公務員としての身分も失う（失職）。  
※ 私立学校の教員の場合は、所属法人の職員としての身分を引き続き有するかどうかは各雇用者と個別の雇用契約、就業規則に照らして判断される。〔文部科学省〕



失効した場合でも

（ア）更新講習の受講修了・更新講習修了確認申請 + （イ）免許状の授与申請により、失効前に所持していた免許状を再度取得できる。ただし、「新免許状」となる。  
※（ア）は、所要資格（学位・単位）を得てから10年以上が経過している場合に必要。  
※更新制による失効は法10条による失効とは異なり授与禁止期間はないため、必要書類（卒業証明書、学力に関する証明書等）がそろえば、いつでも授与申請は可能。

幼保連携型認定こども園に関して、当該園長、副園長、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭が改正認定こども園法施行（平成27年4月予定）後に加えられる

## 5 免許状更新講習

### (1) 更新講習の受講対象者

★受講義務があるのは「現職教員」のみ

職名	受講義務	受講の可否	講習の免除	修了確認期限の延期
校長、副校長、園長、副園長、 教頭、主幹教諭、指導教諭 学校法人の理事等	あり	受講できる	認められる	一定の事由の場合、延期できる
教諭、助教諭、養護教諭、 栄養教諭、講師（常勤・非常勤）等			認められない	
認可保育園の保育士	なし	受講できない	/	/
認定こども園の保育士 （幼稚園教諭免許所持）				
教職に就こうとする者 （もと教員、雇用内定者等）				
高等専修学校の教員				
法人事務職員、補助員等				

### (2) 更新講習の概要（例）

	開設者	講習の名称	時間数	講習の期間	受講料	受講人数	対象職種
必修領域	常盤会短期大学・	教育の最新事情	12時間	H27.8.16 ～8.17	12,000円	100人	/
選択領域	常盤会学園大学	幼児教育に関する教育内容の充実	18時間	H27.8.12 ～8.14	18,000円	100人	教諭

#### ① 受講すべき講習と時間数

必修領域12時間以上、選択領域18時間以上、合計30時間以上の受講・修了が必要。  
最終日に修了認定試験あり。

#### ② 職に応じた受講

選択領域に関しては、現時点の「職」に応じた受講が必要。  
・教諭⇒教諭向け ・養護教諭⇒養護教諭向け ・栄養教諭⇒栄養教諭向け

平成28年4月から  
必修領域6時間以上、  
選択必修領域6時間  
以上に変更

#### ③ 受講できる大学等

更新講習は開講を希望する大学等からの申請に基づき、文部科学省が毎月認定する。

全国どこの大学等で受講することができる。

通常、必修領域は一つの大学で受講するが、選択領域はA大学で6時間、B大学で12時間といった受講でもかまわない。

#### ④ 講習開講時期

原則、現職教員を対象にしているので夏季休暇時期の開講が多い。更新手続きの期限（1月31日）間際になると対面式で開講している大学はほとんどないので、インターネットによる講習を受けるケースが多い。（桜美林大学が有名）



## 6 免許状更新講習の免除

1 免許対象者	<p>①学校教育法（27条 37条 49条 60条）に定める教員を指導する立場の職 ・校長 ・副校長 ・園長 ・副園長 ・主幹教諭 ・指導教諭</p> <p>②免許状更新講習の講師</p>						
2 免除申請の時期	<p>・修了確認期限の2年2か月前から2か月前までの2年間。</p> <p>・自動的に免除されるものではなく申請が必要【資料6】。免除の申請を怠った場合、他の受講義務者と同様に免許状は失効。</p> <p>・免除申請は、免除事由に該当する修了確認期限にかかる更新講習の受講免除であり、次回（10年後）にはあらためて更新手続きが必要。</p>						
3 免除事由があることを判断する時期	<p>・免除申請日において、<u>現職かつ免除職であれば申請可能</u>。その後、免除職に該当しなくなっても差支えない。</p>						
4 免許職に関する事前協議	<p>・免除対象者の職について、学校法人において異なる名称で、教員を指導する立場の職を置いている場合、事前の協議が必要（学校法人→府教委） （例）進路指導部長〔主幹教諭職相当〕、学年主任〔指導教諭相当〕</p> <p>・学則又は内部規程等において、学教法のどの職に相当するのか明確にしておく必要がある。</p> <p style="text-align: center;"><b>【協議書】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">免許状更新講習受講免除の職に関する協議について</p> <p style="text-align: center;">大阪府教育委員会 様</p> <p style="text-align: center;">法人住所 法人名称 代表者氏名 印</p> <p>下記の学校法人で規定する職については、免許状更新講習の受講免除の職に該当する職であるため、協議します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">学校教育法上の職</th> <th style="width: 40%;">学校法人で規定する職</th> <th style="width: 30%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <input type="checkbox"/> 校長（園長）  <input type="checkbox"/> 副校長（副園長）  <input type="checkbox"/> 教諭  <input type="checkbox"/> 主幹教諭  <input type="checkbox"/> 指導教諭                 </td> <td> <input type="radio"/> 職名                      ( )  <input type="radio"/> 職を規定する学則等の名称                      ( )                      ※ 学則等の該当部分を添付してください。  <input type="radio"/> 受講免除の職に該当する理由                 </td> <td>                     理由の例                      ・規定内容が学校教育法と同等                      ・管理職手当を支給 等                      認めがたい場合の例                      ・職について規定していない場合                      ・教諭と変わらない雇用形態の立場で、先輩教諭として主任等の呼称とされている場合                 </td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">担当者連絡先 所属等 担当者名 電話番号</p> </div>	学校教育法上の職	学校法人で規定する職	備 考	<input type="checkbox"/> 校長（園長） <input type="checkbox"/> 副校長（副園長） <input type="checkbox"/> 教諭 <input type="checkbox"/> 主幹教諭 <input type="checkbox"/> 指導教諭	<input type="radio"/> 職名 ( ) <input type="radio"/> 職を規定する学則等の名称 ( ) ※ 学則等の該当部分を添付してください。 <input type="radio"/> 受講免除の職に該当する理由	理由の例 ・規定内容が学校教育法と同等 ・管理職手当を支給 等 認めがたい場合の例 ・職について規定していない場合 ・教諭と変わらない雇用形態の立場で、先輩教諭として主任等の呼称とされている場合
学校教育法上の職	学校法人で規定する職	備 考					
<input type="checkbox"/> 校長（園長） <input type="checkbox"/> 副校長（副園長） <input type="checkbox"/> 教諭 <input type="checkbox"/> 主幹教諭 <input type="checkbox"/> 指導教諭	<input type="radio"/> 職名 ( ) <input type="radio"/> 職を規定する学則等の名称 ( ) ※ 学則等の該当部分を添付してください。 <input type="radio"/> 受講免除の職に該当する理由	理由の例 ・規定内容が学校教育法と同等 ・管理職手当を支給 等 認めがたい場合の例 ・職について規定していない場合 ・教諭と変わらない雇用形態の立場で、先輩教諭として主任等の呼称とされている場合					



## 7 修了確認期限の延期

### (1) 延期事由（更新講習の課程を修了できないやむをえない事由）

- ① 病気休職中であること
- ② 産前産後休暇、育児休暇、病気休暇（引き続き 90 日以上）、介護休暇中であること
- ③ 所持する免許状の授与年月日から修了確認期限まで 10 年経っていないこと 等

（例）第 6 グループ 修了確認期限 H28. 1. 31

幼稚園教諭免許 H20. 3. 31 取得

小学校教諭免許 H25. 3. 31 取得 ⇒ H35. 3. 31 まで修了確認期限を延期できる

### (2) 延期申請の時期

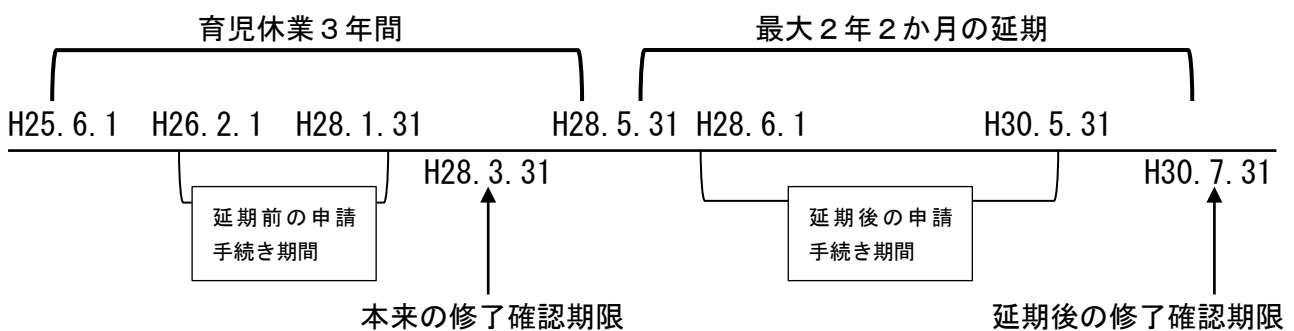
- ・ 修了確認期限の 2 年 2 か月前から 2 か月前までの 2 年間。
- ・ 自動的に延期されるものではなく申請が必要【資料 7】。延期の申請を怠った場合、他の受講義務者と同様に免許状は失効。

### (3) 延期事由があることを判断する時期

- ・ 割り振られた更新講習の受講時期（修了確認期限の 2 年 2 か月前から 2 か月前までの 2 年間に延期事由に該当しているかを判断。

### (4) 延期できる期間

- ・ 延期事由がなくなってから、最大 2 年 2 か月の範囲で延期できる。（上記(1)③以外）
- ・ 延期期間は上記の範囲で申請者が任意に決定できるが、延期する前に更新講習を一部履修している場合は、その履修が更新に有効なものとカウントできないことがあるので注意（※）。



※修了確認期限を延期することによって、更新の申請手続き期間も延期される。

上図の例によれば、次のとおり。

（延期前）H26年2月1日から28年1月31日の2年間

（延期後）H28年6月1日から30年5月31日の2年間

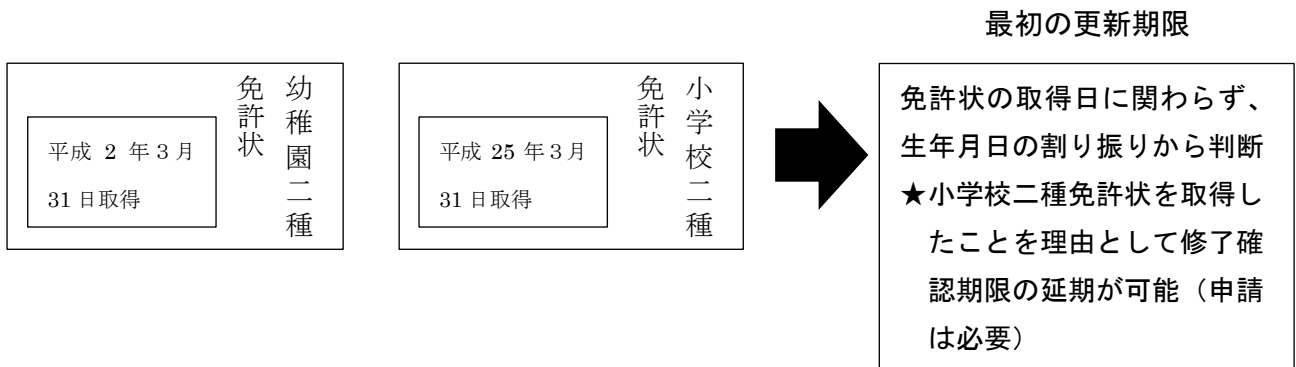
もし、延期後の申請手続き期間より以前に履修・修了していた更新講習があったとしても、更新に有効な講習とカウントされない。

事例あり

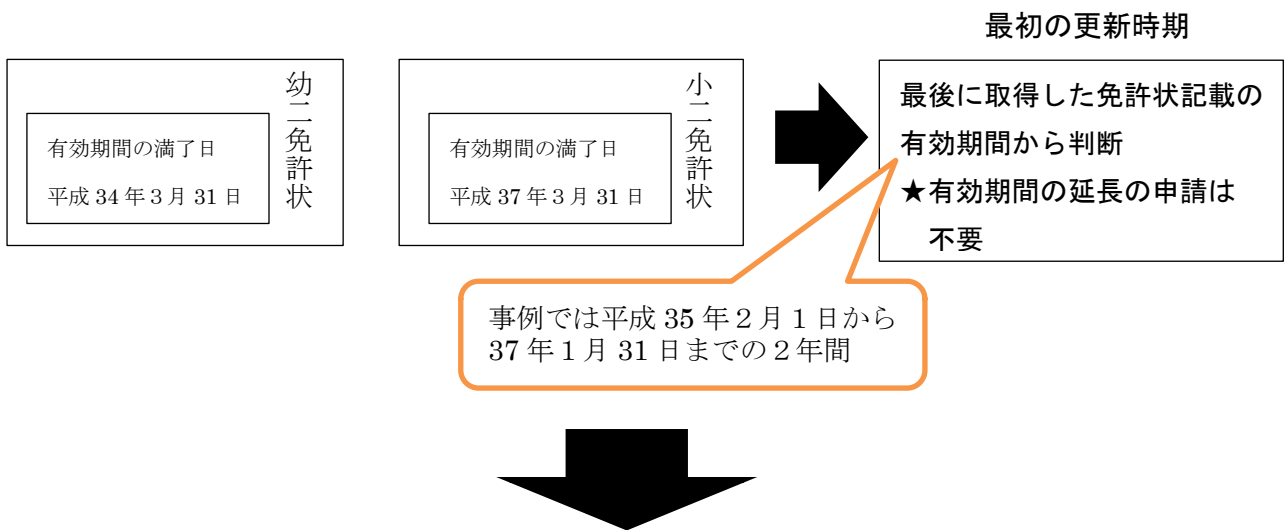
## ■旧免許状所持者と新免許状所持者の手続きの違いによるミス

### 【旧免許状所持者】（幼稚園教諭免許と小学校教諭免許を所持する幼稚園教諭）

昭和44年9月生まれ（第5グループ 修了確認期限：平成27年3月31日）



### 【新免許状所持者】（同 上）



### 【旧免許状所持者】

- ・新しい免許状を取得したので自動的に延期するものと思い、延期申請をせずに失効。

### 【新免許状所持者】

- ・生年月日の割り振りに従って更新手続きをしてしまい、その更新講習の受講が無駄になってしまった。

事例あり

- ・最初に取得した免許状記載の有効期間（事例：平成 34 年 3 月 31 日）に従って更新手続きをしてしまい、その更新講習の受講が無駄になってしまった。

【資料 1】

旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り

(表 1)

平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状をお持ちの方（平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方を除きます）の最初の修了確認期限

	受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間 更新講習修了確認等の申請期間
①	昭和 30 年 4 月 2 日～昭和 31 年 4 月 1 日 昭和 40 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日 昭和 50 年 4 月 2 日～昭和 51 年 4 月 1 日	平成 23 年 3 月 31 日	平成 21 年 4 月 1 日 ～平成 23 年 1 月 31 日
②	昭和 31 年 4 月 2 日～昭和 32 年 4 月 1 日 昭和 41 年 4 月 2 日～昭和 42 年 4 月 1 日 昭和 51 年 4 月 2 日～昭和 52 年 4 月 1 日	平成 24 年 3 月 31 日	平成 22 年 2 月 1 日 ～平成 24 年 1 月 31 日
③	昭和 32 年 4 月 2 日～昭和 33 年 4 月 1 日 昭和 42 年 4 月 2 日～昭和 43 年 4 月 1 日 昭和 52 年 4 月 2 日～昭和 53 年 4 月 1 日	平成 25 年 3 月 31 日	平成 23 年 2 月 1 日 ～平成 25 年 1 月 31 日
④	昭和 33 年 4 月 2 日～昭和 34 年 4 月 1 日 昭和 43 年 4 月 2 日～昭和 44 年 4 月 1 日 昭和 53 年 4 月 2 日～昭和 54 年 4 月 1 日	平成 26 年 3 月 31 日	平成 24 年 2 月 1 日 ～平成 26 年 1 月 31 日
⑤	昭和 34 年 4 月 2 日～昭和 35 年 4 月 1 日 昭和 44 年 4 月 2 日～昭和 45 年 4 月 1 日 昭和 54 年 4 月 2 日～昭和 55 年 4 月 1 日	平成 27 年 3 月 31 日	平成 25 年 2 月 1 日 ～平成 27 年 1 月 31 日
⑥	昭和 35 年 4 月 2 日～昭和 36 年 4 月 1 日 昭和 45 年 4 月 2 日～昭和 46 年 4 月 1 日 昭和 55 年 4 月 2 日～昭和 56 年 4 月 1 日	平成 28 年 3 月 31 日	平成 26 年 2 月 1 日 ～平成 28 年 1 月 31 日
⑦	昭和 36 年 4 月 2 日～昭和 37 年 4 月 1 日 昭和 46 年 4 月 2 日～昭和 47 年 4 月 1 日 昭和 56 年 4 月 2 日～昭和 57 年 4 月 1 日	平成 29 年 3 月 31 日	平成 27 年 2 月 1 日 ～平成 29 年 1 月 31 日
⑧	昭和 37 年 4 月 2 日～昭和 38 年 4 月 1 日 昭和 47 年 4 月 2 日～昭和 48 年 4 月 1 日 昭和 57 年 4 月 2 日～昭和 58 年 4 月 1 日	平成 30 年 3 月 31 日	平成 28 年 2 月 1 日 ～平成 30 年 1 月 31 日
⑨	昭和 38 年 4 月 2 日～昭和 39 年 4 月 1 日 昭和 48 年 4 月 2 日～昭和 49 年 4 月 1 日 昭和 58 年 4 月 2 日～昭和 59 年 4 月 1 日	平成 31 年 3 月 31 日	平成 29 年 2 月 1 日 ～平成 31 年 1 月 31 日
⑩	昭和 39 年 4 月 2 日～昭和 40 年 4 月 1 日 昭和 49 年 4 月 2 日～昭和 50 年 4 月 1 日 昭和 59 年 4 月 2 日～	平成 32 年 3 月 31 日	平成 30 年 2 月 1 日 ～平成 32 年 1 月 31 日

※ 平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状をお持ちで昭和 30 年 4 月 1 日以前に生まれた方については、平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの場合を除き、修了確認期限は設定されません。（栄養教諭免許状を所持する方は表 2 をご確認ください）この方については、免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても教員免許状は失効しません。受講免除の申請も不要です。

(表 2)

平成 21 年 3 月 31 日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方（栄養教諭以外の職にある方も該当します）の最初の修了確認期限

	栄養教諭免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間 更新講習修了確認等の申請期間
①	平成 18 年 3 月 31 日以前に栄養教諭免許状を授与された者	平成 28 年 3 月 31 日	平成 26 年 2 月 1 日 ～平成 28 年 1 月 31 日
②	平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成 29 年 3 月 31 日	平成 27 年 2 月 1 日 ～平成 29 年 1 月 31 日
③	平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成 30 年 3 月 31 日	平成 28 年 2 月 1 日 ～平成 30 年 1 月 31 日
④	平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成 31 年 3 月 31 日	平成 29 年 2 月 1 日 ～平成 31 年 1 月 31 日

※ 旧免許状所持者の方で、平成 21 年 4 月 1 日以後に栄養教諭免許状を初めて授与された場合は、この表ではなく、(表 1) により生年月日に応じて最初の修了確認期限が割り振られます。

【資料2】免許状更新講習受講申込書（例）

大阪府立大学 免許状更新講習受講申込書				
〔受講者本人記入欄〕				※事務処理欄
ふりがな 氏名		申 込 印	(印)	生 年 月 日 昭和 年 月 日
連絡先	(〒 ー ー ) 都道府県 市区町村	(顔写真) 縦 36～40 横 24～30 mm		
	(TEL) ー ー (携帯) ー ー			
	E-mailアドレス (※Word等のファイルを受信できるもの)			
受講対象者の 区分  ※①～④の中から該当する区分に記入してください。	①小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校に勤務している者	(勤務校)	(職名) <small>該当欄を〇で開んでください。</small> 教諭・助教諭・講師 養護教諭・養護助教諭 実習助手・寄宿舎指導員 学校栄養職員・養護職員	
	②教員採用内定者・教員として任命又は雇用される(見込みのある)者	(任命・雇用する(見込みのある)任命権者・学校法人・国立大学法人等勤務先)		
	③教員勤務経験者	(任命・雇用していた任命権者・学校法人・国立大学法人等の元勤務先)		
	④その他	(勤務先)	(職名)	
○ 所持する免許状について記入してください。 ※記入の方法は裏面を参照ください。				
免許状の種類	教科	特別支援教育領域		
※所持する免許状が上記以外にある場合、それらの免許状について、別紙に記入し添付してください。				
修了確認期限・有効期間の満了の年月日	平成 年 月 日			
○ 受講希望講習について記入してください。				
区 分	講習の名称	開 設 日		
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項				
○ 障害を有している方で、希望する配慮・支援内容について記入してください。				
障害の種類・程度・症状等				
希望する配慮・支援内容				
.....				
〔証明者記入欄〕 ※校長等により受講対象者であることの証明を受けてください。証明の方法は裏面を参照ください。(証明書類の添付でも可)				
上記の者は教育職員免許法第9条の3第3項又は免許状更新講習規則第9条に規定する受講対象者に該当する。				
平成 年 月 日				
(証明者名) _____ 印				
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">園長による証明</div>				



【資料4】更新講習修了確認申請書

第二十一号様式（旧免）

大	阪	府	証	紙
3,300円分の大阪府証紙を貼付してください。				

更新講習修了確認申請書

大阪府教育委員会 様

平成 年 月 日

フリガナ 氏名	生年月日 昭和 年 月 日
現住所 電話番号	本籍地 都道府県
勤務（予定）校・機関	職名

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第2項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令（平成20年文部科学省令第9号）附則第9条第1項の規定により、免許状更新講習の課程を修了したことについての確認を申請します。

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免 許 状 に 記 載 の 氏 名	免 許 状 に 記 載 の 地 籍

(例)

高等学校教諭1種 国語	平20高1 第0000号	平21. 3. 31	大阪府 教育委員会	大阪 花子	大阪府
----------------	-----------------	------------	--------------	-------	-----

※ 記載欄が足りない場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。

2 修了又は履修した免許状更新講習

事 項	開設者	修了（履修）年月日	対象免許種
教職についての省察並びに子どもの変化、教育政策の動向及び学校の内外における連携協力についての理解に関する事項		平成 年 月 日	/
教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項		平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日	教・養・栄 教・養・栄 教・養・栄

備考1 免許状の写し、授与権者が発行する免許状授与証明書、更新講習修了確認証明書又は教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認証明書（前回免除されている場合は更新講習免除証明書、修了確認期限が延期されている場合は修了確認期限延期証明書）のいずれかを添付してください。

2 開設者が発行する免許状更新講習修了証明書又は履修証明書を添付してください。

3 「対象免許種」には、教諭（幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校の教諭）免許状に対応する講習であれば「教」、養護教諭免許状に対応する講習であれば「養」、栄養教諭免許状に対応する講習であれば「栄」に○印を記入すること。（複数に○印を記入することも可能）



【資料6】免許状更新講習免除申請書

第二十二号様式 (旧免)

大	阪	府	証	紙
3,300円分の大阪府証紙を貼付してください。				

免許状更新講習免除申請書

大阪府教育委員会 様 平成 年 月 日

フリガナ 氏名	生年月日	昭和	年	月	日
現住所	電話番号	本籍地	都	道	府
勤務(予定)校・機関	職名				

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成19年法律第98号)附則第2条第5項括弧書及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成20年文部科学省令第9号)附則第9条第1項の規定により、免許状更新講習の受講の免除を受けることを申請します。

1 有する免許状

種類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免許状の氏名	免許状の記載地

(例)

高等学校教諭1種 国語	平20高1 第0000号	平21. 3. 31	大阪府 教育委員会	大阪 花子	大阪府
----------------	-----------------	------------	--------------	-------	-----

※ 記載欄が足りない場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。

2 免許状更新講習の受講の免除事由

- 教員を指導する立場にある者としての免除 (職名 )
- 優秀教職員表彰受賞による免除 ※表彰を行った主体・表彰名・受賞日を記入。( )
- 免許状更新講習の講師を勤めたことによる免除 ※講師を勤めた講習名・期間を記入。( )

〔証明者記入欄〕 ※ 上記2の免除事由に該当することの証明のためご記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第10条第1項に規定する者に該当することを証明する。

平成 年 月 日 証明者職・氏名 印 (私印不可)

園長(申請者が園長の場合は  
法人理事長)による証明



【資料 7】 修了確認期限延期申請書

第二十三号様式 (旧免)

大	阪	府	証	紙
2,000円分の大阪府証紙を貼付してください。				

修了確認期限延期申請書

平成 年 月 日

大阪府教育委員会 様

フリガナ 氏 名	生年月日 昭和 年 月 日
現住所 電話番号	本籍地 都 道 府 県
勤務 (予定) 校・機関	職名

教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律 (平成 19 年法律第 98 号) 附則第 2 条第 4 項及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令 (平成 20 年文部科学省令第 9 号) 附則第 9 条第 1 項の規定により、修了確認期限の延期を受けることを申請します。

1 有する免許状

種 類	免許状番号	授与年月日	授与権者	免 許 状 に 記 載 の 氏 名	免 許 状 に 記 載 の 籍 地

(例)

高等学校教諭 1 種 国語	平 2 0 高 1 第 0 0 0 0 号	平 21. 3. 31	大阪府 教育委員会	大阪 花子	大阪府
------------------	--------------------------	-------------	--------------	-------	-----

※ 記載欄が足りない場合は、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付してください。

2 延期前の修了確認期限 : 平成 年 月 日

3 申請する延期後の修了確認期限 : 平成 年 月 日

- 4 延期事由 :  在外教育施設等への派遣  
 期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日  
 休職・休業 (その事由 )  
 期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日  
 教員となった日から修了確認期限までの期間が 2 年 2 か月未満であることによる延期  
 教員となった日 平成 年 月 日  
 修了確認期限から遡って 10 年以内の免許状の授与による延期  
 その他 ( )

〔証明者記入欄〕 ※ 上記 4 の延期事由に該当することの証明のためご記入ください。

上記の者は、教育職員免許法施行規則附則第 7 条に規定する事由に該当することを証明する。

平成 年 月 日

証明者職・氏名

印  
(私印不可)

園長による証明

【資料 8】

新免許状

**高等学校教諭一種免許状**

本籍地 大阪府 氏名 昭和 年月 日生

記  
右の者に教育職員免許法第五条の定めるところにより左記の教科について高等学校教諭一種免許状を授与する。  
地理歴史

平成二十二年三月三十一日 大阪府教育委員会  
平二高一第 号

根拠規定 免許法別表第一

基礎資格 学士の学位を有する

教育機関名等 大学 学科

十一単位以上修得の分野名  
卒業又は修了の年月日 平成二十二年三月三十一日

修得単位 教科に関する科目  
教科又は教職に関する科目  
教育職員免許法施行規則第六十六条の六に定める科目

資格認定試験 証書番号 \* 合格年月日 \*  
試験実施機関 \* 試験実施機関 \*

有効期間の満了の日 平成二十三年三月三十一日

備考 大学で単位を修得

有効期間の満了の日

旧免許状

**小学校教諭一種免許状**

本籍地 大阪府 氏名 昭和 年月 日生

右の者に教育職員免許法第六条の定めるところにより小学校教諭一種免許状を授与する。

昭和六十三年四月九日 大阪府教育委員会  
昭六三小一普第 号

根拠規定 免許法別表第三編第六号  
昭和六十三年改正法附則第二項

基礎資格 \*

教育機関名等 \*

十一単位以上修得の分野名  
卒業又は修了の年月日 \*\*

修得単位 \*

資格認定試験 証書番号 \* 合格年月日 \*  
試験実施機関 \* 試験実施機関 \*

備考

## 【根拠法令】

### ■教員免許更新制関係

〔教育職員免許法〕

（有効期間の更新及び延長）

第九条の二 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状の有効期間を、その満了の際、その免許状を有する者の申請により更新することができる。

- 2 前項の申請は、申請書に免許管理者が定める書類を添えて、これを免許管理者に提出してしなければならない。
- 3 第一項の規定による更新は、その申請をした者が当該普通免許状又は特別免許状の有効期間の満了する日までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習の課程を修了した者である場合又は知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者である場合に限り、行うものとする。
- 4 第一項の規定により更新された普通免許状又は特別免許状の有効期間は、更新前の有効期間の満了の日の翌日から起算して十年を経過する日の属する年度の末日までとする。
- 5 免許管理者は、普通免許状又は特別免許状を有する者が、次条第三項第一号に掲げる者である場合において、同条第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により、その免許状の有効期間の満了の日までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、その免許状の有効期間を延長するものとする。
- 6 免許状の有効期間の更新及び延長に関する手続その他必要な事項は、文部科学省令で定める。

〔職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律〕

附則第二条

- 2 旧免許状所持者であって、新法第二条第一項に規定する教育職員（第七項において単に「教育職員」という。）その他文部科学省令で定める教育の職にある者（以下「旧免許状所持現職教員」という。）は、次項に規定する修了確認期限までに、当該修了確認期限までの文部科学省令で定める二年以上の期間内において免許状更新講習（新法第九条の三第一項に規定する免許状更新講習をいう。以下同じ。）の課程を修了したことについての免許管理者（新法第二条第二項に規定する免許管理者をいう。以下この条において同じ。）による確認（以下「更新講習修了確認」という。）を受けなければならない。
- 5 旧免許状所持現職教員（知識技能その他の事項を勘案して免許状更新講習を受ける必要がないものとして文部科学省令で定めるところにより免許管理者が認めた者を除く。）が修了確認期限までに更新講習修了確認を受けなかった場合には、その者の有する普通免許状及び特別免許状は、その効力を失う。